

四国中央市空家等対策協議会 会議記録

開 催 概 要

1. 会 議 名 第 21 回四国中央市空家等対策協議会
2. 開催日時 令和 7 年 8 月 5 日（火）10 時 00 分～11 時 00 分
3. 開催会場 四国中央市本庁舎 4 階 401 会議室
4. 出席者 （会長） 大西賢治  
（委員） 石川章、石川敏行、井上定恵、大西節男、  
倉澤生雄、合田英昭、蝶野公治、星川勉、  
三浦裕章、横田圭三、西山誠司、尾崎和子  
（欠席委員：村上豊司、堀金正一、山川和孝）

（オブザーバー）

愛媛県四国中央土木事務所  
用地管理課 建築指導係 宇都宮透

（事務局）寺岡達宏、由藤義範、薦田仁志、佐藤誠

5. 傍 聴 者 なし
6. 会議次第
  - 1 開 会
  - 2 会長あいさつ
  - 3 委員紹介
  - 4 報告
    - (1) 空家法の執行状況について
    - (2) 令和 6 年度実施事業について
    - (3) 空き家・空き地問題無料相談会について
  - 5 議題
    - (1) 四国中央市老朽危険空家除却補助金交付要綱の改正について
    - (2) 四国中央市移住定住促進空家活用住宅事業実施要綱の改正について
    - (3) その他
  - 6 そ の 他
  - 7 閉 会

===== 議 事 概 要 =====

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ

### 3 委員紹介 （出席者全員の自己紹介）

### 4 報告

事務局 報告をお願いします。

- (1) 空家法の執行状況について
- (2) 令和7年度実施事業について
- (3) 空き家・空き地問題無料相談会について

事務局 それでは、「次第5協議」に入ります。以降の進行を会長お願いします。

会長 まず、議題を確認させていただきます。次第にございます2つの協議題以外にご提案はありますか？

他にないようですので、本日の協議は2件といたします。なお、(1)については、個人情報に関わる部分につきましては、非公開とさせていただきます。

では、「議題1 四国中央市老朽危険空家除却補助金交付要綱の改正について」、協議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料に沿って協議事項1を説明）

会長 以上で事務局の説明が終わりました。ご質問等、ございますか？

委員 評定項目を一般的なものからいくつか除いていたのはなぜ。

事務局 空家法ができた当初は本当に危ない空き家だけを補助することとしていた。そうした空家の除却が進むことで本来除却しなければならないものに手を回したい。

委員 評定項目で100点以下のものには補助金を出せないのか。

事務局 考え方としては自分のためではなく周りの方々のために除却するので点数の高いものから補助をしていく

会長 以上をもちまして議題1の協議を終えさせていただきます。

原案どおり承認いただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり。）

### 【審議成果】

原案通り異議なく了承された。

会 長 それでは「議題 2 四国中央市移住定住促進空家活用住宅事業実施要綱の改正について」に移ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 （資料に沿って協議事項 2 を説明）

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。ご質問等、ございますか？

委 員 通常だと家賃は平米単価となるが、新宮だとどの位なのか。面積も仕様も異なるのに一律の単価を設定するにはクリアな基準からすると難しいのでは。専門家に平米単価等を参考にいただくなどして計算してみてはどうか。

事務局 参考資料をいただき精査する。

委 員 この要綱は新宮に限った話ではないでしょ。

事務局 現行の要綱ではそうなります。

会 長 この事業も除却と同じで最初は手探りから始め、進めていく中で今後見直していく。

事務局 今年 11 月に移住定住促進のイベントがあり、出来ればその時に移住者（隊員）を決めたいので第 10 条の利用者の選考基準だけ決めておきたい。

会 長 今までの話を総合的に勘案すると第 12 条は地域の実情等を考慮して市長が別に定めるという事でよろしいか。

事務局 会長よりエリア分けの提案もあるので今後事務局の方で修正し次回の会議で協議を賜りたい。

会 長 みなさんよろしいでしょうか。  
（異議なしの声あり。）

#### 【審議成果】

原案の一部（第 10 条利用者の選考）了承された。

会 長 以上をもちまして協議を終えさせていただきます。

#### 7 その他

事務局 委員の皆様から何かございませんでしょうか？

委員なし

8 閉会